

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和6年7月11日(木)
午前9時58分 開会 午前10時25分 閉会

2 場 所 委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山本香代子(議長)	○ 小嶋和芳(副議長)
二瓶文隆	まにわ尚之
(川北直人)	赤羽目たみお
石川邦夫	徳永雅博

(2) 会員外議員 堀川まさひろ

(3) 事務局職員

事務局 長 岩瀬亮太	事務局 次長 栗原真一郎
庶務係 長 藤田京子	議事係 長 田村雅恵
調査係 長 若林克彦	議事主査 大石謙一
庶務係 員 水野麻里子	調査係 員 金子泰郎

4 議題等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 1 |
| ② 議員研修について…………… | 10 |
| ③ その他…………… | 11 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1-1 (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例(案)
- ・資料1-2 政治倫理条例案に対する課題整理表

- ・資料2 政治倫理条例の条文構成に対する検討項目
- ・資料3 政治倫理条例における政治倫理審査会について
- ・参考1 江東区議会 政治倫理に関する検討会 中間報告書
- ・参考2 豊島区議会議員の政治倫理に関する条例
- ・資料4 政治倫理に関する議員研修の実施（案）について

午前9時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 皆さん、おはようございます。ただいまから第1回目の政治倫理に関する検討会を開会いたします。

本日、自参無の川北議員より欠席の届出があり、代理で堀川議員が出席しております。

早速、議題に入ります。

◎協議事項1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長 まず、協議事項1「(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について」協議いたしますが、本日は新年度に入り第1回目の検討会であり、新たに委員となられた方もいらっしゃいます。政治倫理条例につきましては、慎重かつ丁寧に協議を進めることが重要であると考えておりますので、本日のところは、前回までの協議状況について不明な点等を確認いただくこととし、次回より本格的な協議に入らせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 御異議がございませんので、そのように進めさせていただきます。

なお、本日は資料1-1、1-2として、前回までの協議で条例に盛り込むことでおおむね了解された項目をまとめた条例案の資料を、また、資料2として条例に盛り込むかどうか、意見が分かれている項目についてまとめた資料を準備いたしました。加えて、政治倫理審査会の在り方について、事務局より協議、確認してほしい事項があるとのことなので、今回、新たに資料3をお配りしております。

説明内容が多岐にわたることから、本日は、事務局より資料ごとに説明をしてもらい、その都度、不明な点を確認していただくことといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 御異議がございませんので、まず、資料1-1と1-2について、事務局より説明を願います。

○事務局次長 それでは、資料1について御説明いたします。まず、資料1-1を御覧願います。

こちらは前回までの協議において、条例に盛り込むことでおおむね了解された項目をまとめた条例案のたたき台の資料となっております。資料の見方といたしまして、文字を四角く囲った部分は引き続き削除するか変更するかなど、協議が必要な事項になっており、下線部は、これまでの協議等を踏まえ、追記等を行った箇所になります。また、削除している線については、前回削除でまとまっている内容となります。

それでは、中身について説明いたします。

第1条は目的であり、政治倫理条例の目的を規定するものでございます。

第2条の議会の役割は、議会が果たす役割について規定するものでございます。

第3条の議員の責務は、議員が区民との信頼関係のために果たすべき責務を規定するものでございます。

第4条の区民の役割は、政治倫理の確立には区民の理解と協力が不可欠であることから、区民の役割を規定するものでございます。

第5条の政治倫理基準は、条例の骨格となる部分でございまして、議員が遵守すべき行動規範を規定するものでございます。以下、(1)は信用失墜行為を禁止する規定となっており、区政や議会運営に著しく影響を与え、区民の信頼、信用を失墜させる行為を行わないことを規定するものでございます。

(2)は、契約における不正な働きかけを禁止するもので、区が行う契約等もしくは指定管理者の指定に関し、権限または地位の影響力を不正に行使し、特定の個人や企業等に有利、不利な取り計らいをしないことを規定するものでございます。

2ページをお開き願います。(3)は、不当な影響力行使を禁止するもので、区職員等に議員の権限や地位を利用し、公正な職務執行を妨げ、または職権を不正に行使するよう働きかけることをしないことを規定するものでございます。

なお、前期の検討会において、本条文の最後に「また、職員の採用、異動及び昇任に不当に関与する行為をしないこと」を追記するか否か御協議いただきましたが、前段に記載の公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使する働きかけをしないことの具体例の一つとなっていることから、削除することで一致しておりますので、今回削除

しております。

(4)は、地位を利用した金品等の授受を禁止するもので、権限や地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受をしないことを規定するものでございます。

(5)は、人権侵害のおそれのある行為を禁止するもので、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないことを規定するものでございます。

なお、(5)の人権侵害のおそれのある行為の禁止基準と、次に説明いたします、(6)名誉毀損行為の禁止基準につきましては、前期の検討会において合体して一つの基準とするべきとの意見があり、一度、合体した上で御協議をいただきましたが、再度切り離すべきとの意見がありましたため、今回切り離す案としてお示しさせていただいております。

なお、(5)から(6)に切り離したことに伴い、(5)の一部文言について削除をしております。

次に、(6)は、名誉毀損行為を禁止するもので、他人の名誉を毀損し、あるいは人格を損なう一切の行為をしないこと、または第三者をして同様の行為をさせないことを規定するものでございます。

なお、四角で囲っている虚偽の事実という表現については、どのように認定するのか等御意見があり、文言の取扱いについて引き続き検討となっております。

続いてその下、5条第2項では、議員は疑惑を持たれたときは、自ら説明責任を果たさなければならないことを規定しております。

続いて第6条の兼業の報告義務は、各議員に兼業等の実態について報告させることにより、不正を抑止するために規定するものでございます。条文案では、自ら区に対し請負をする場合や、下記の(1)から(4)のいずれかに該当する法人等の役員、顧問もしくはこれらに準ずる職に就いた場合は、兼業報告書の提出を求めるものと、たたき台として記載させていただいておりますが、このうち、(1)主として収益事業を営む法人等については、区に対し請負をする法人等に限定すべきとの意見や、区と関連のない企業等の役員となった場合も報告したほうがよいとの意見もあり、意見が分かれており引き続き検討となっております。

なお、2項に記載しております兼業報告書の閲覧方法でございますが、区民からの

請求に応じて閲覧に供することで意見が一致しております。

続きまして、第7条の区民や議員の調査請求については、政治倫理基準に違反する疑いがある場合など、区民または議員が議長に対して調査を請求することができるよう規定するものでございます。このうち1項は請求人数についてですが、議員の請求については、議員定数の8分の1以上とすることで意見が一致しておりますが、区民からの請求人数については、引き続き検討となっております。また、3ページの4項の黒丸の部分、調査請求できる期間につきましても、引き続き検討となっております。

続いて第8条の審査会の設置は、住民または議員からの調査請求がある場合に、調査や審査を行う審査会を設置するため規定するものでございます。こちらにつきましては、審査会の委員数や委員構成についてどうするか、常設型とするか審査すべき案件が発生した場合に設置する臨時型とするのか、また、審議は公開とするか非公開とするかなどについて引き続き検討となっております。

なお、政治倫理審査会の委員構成の在り方についてですが、事務局といたしましては改めて御検討いただく必要があると考えており、後ほど資料3にて御説明させていただきたいと考えております。

次に、第9条の審査会の審査は、住民または議員からの調査請求がある場合に、設置した審査会で調査や審査を行うため規定するものでございます。このうち5項の審査期日につきましては、審査付託の日から60日以内とすることで意見が一致しております。

続いて第10条は、審査結果の通知や公表について定めるものとなります。

次に、第11条の議会の措置は、議員に政治倫理基準に違反があると認めた場合の措置について規定するものでございますが、こちらについては、具体的な措置の内容まで条例に落とし込むか否かについて引き続き検討となっております。

最後に第12条は、措置の公表について定めるものとなっております。

続きまして、資料1-2を御覧ください。こちらは先ほど資料1-1で説明いたしました条例案について検討が必要な事項について整理表としてまとめたものになります。上から4項目め、住民・議員の調査請求のうち、住民の請求人数については、1人の請求から可能とすべきとの意見や、乱発を防止する観点からも一定数の請求人数にす

べきとの意見があり、引き続き協議となっております。参考といたしまして、政治倫理条例を制定している4区の状況でございますが、墨田区では1,000人、北区では500人、新宿区と豊島区では100人以上としているところでございます。

なお、豊島区におきましては、本年5月に新たに政治倫理に関する条例を制定しており、本日、参考2として条文を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、その下、調査請求期限についても議論が分かれているところでございます。参考に、新宿区では、当該請求に係る行為があった日から起算して1年以内で特別な事情があると認めるときはこの限りでないとしており、墨田区や豊島区では、当該請求に係る行為のあったことを知った日の翌日から3か月、当該請求の行為があった日から起算して1年以内とし、正当な理由があると認めるときはこの限りでないというふうになってございます。

なお、北区は請求期限を条例にうたってはございません。

次に、中段の政治倫理審査会についてですが、審査会の委員構成について、議員を除くべき、また、議員を一定数にすべきとの御意見があり、議論がなされておりますが、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、資料3にて改めて御協議いただきたく、後ほど御説明させていただきます。また、議員以外を委員とする場合の決定方法や、先ほど説明しましたとおり、審査会を常設型、臨時型どちらにするのか、また、審査会の審議の公開の是非について議論がなされております。

下段、議会の措置につきましては、具体的な措置の内容を条例に明記するか否かについて御協議いただいておりますが、前期の検討会におきましては、別途定める予定の規程に明記すれば、条例に定めなくても歩み寄れるとの意見が出ているところでございます。

資料1-1及び1-2についての説明は以上でございます。

○山本香代子会長　ただいま事務局から説明のありました、資料1-1と1-2について、不明な点はありますでしょうか。

○石川邦夫議員　不明な点というよりちょっと意見として、今回、令和6年度第1回ということで、メンバーも変わり、昨年1年間、様々な議論を尽くしてきました。

1-2に関してある程度盛り込むことが決定していることに関しても、かなり精査と
いうかやり取りが必要な状況で、後で出てきます資料2もまだ今の段階では盛り込ま
ない状況の中でどうするかという中で、前回1年間はその内容についてどうかという
かなりいろいろなものが出てきて、なかなか会派によってはそこは引き下がれない、
でも入れてほしいという、どっちにも歩み寄れない、こうした内容も非常に多くなっ
てきたことを考えていくと、やっぱり政治倫理条例に関しては江東区として早めに制
定をしていきたいということを考えていくと、そしてやっぱり議論をまた同じ議論で
はなく、やっぱり制定を目指して、今後盛り込めなかったものに関しては、今後も
制定後もいろいろなやり取りができる状況を考えていくと、まずはやっぱり制定を第
1位の主義として、皆さん、いろいろな形でメンバーも変わって、また、同じ議論に
ならないように、やっぱり制定を目指していく形の議論に進めていくべきと思います
ので、ぜひ御配慮、議長のほうもお願いできればと思ひまして、意見として申し上げ
ます。

○山本香代子会長　ほかに。大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、こちらを終了いたしまして、それでは、続いて各会派の意見が分かれている
項目について、資料2により事務局から説明を願います。

○事務局次長　それでは、資料2を御覧ください。こちらは意見が分かれている項目
について、条例に盛り込むか否かを引き続き協議するためまとめた資料となります。
それぞれの項目における現在の協議状況について簡単に御説明いたします。

上から1つ目と2つ目の記載の項目は、いずれも政治倫理基準に関するものでござ
います。1の道義的批判を受ける寄附等の自粛については、法令に違反する寄附のほ
か、政治活動に関し、政治的または道義的な批判を受ける恐れのある寄附等を受けな
いことを規定するものでございますが、条例に盛り込むべきとの意見がある一方、政
治資金規正法において厳正に規定されていることから、法を遵守することでよいとの
意見があり、引き続き検討となっております。

2の反社会的な団体等との関わりの禁止につきましては、文字どおり、反社会的な
団体等との関わりを禁止することを規定するものでございますが、条例に盛り込むべ

きとの意見がある一方、それら団体等と関係をつくることを肯定しているわけでは当然ないが、そのときに反社会的団体かどうか分からないことが想定され、事後に判明し、関係を絶つことが想定されるため、そのときに付き合ったということで条例違反とするのはいかがかという意見があり、引き続き協議となっております。

次に、3の請負等の制限は、議員は一定の条件により自治体に対して請負することが禁止されておりますが、こちらの項目は法律に禁止されている範囲以上についても、区民の疑惑の念を生じさせないようにするため、請負を辞退するよう努めることを規定するものでございます。

本件については、議員本人のみならず、配偶者等も含めて辞退するよう努力義務として条例に盛り込むべきとの意見がある一方、法の規制の範囲内であれば問題ないので不要との意見や、努力義務であるならば規定する必要はないのではとの意見があり、引き続き協議となっております。

次に、4の指定管理者の指定辞退につきましては、3の請負等の制限と同様に議員が役員等となり、経営に携わっている企業が指定管理者とならないよう努めることを規定するものでございますが、3の請負等の制限と同様の理由により意見が分かれており、引き続き協議となっております。

次に、5の資産公開につきましては、議員の資産等を公開することにより、公正性を確保するために規定するものでございますが、条例に盛り込むべきとの意見がある一方、実務上意味があるのか、心理的な抑制効果につながるか疑問である意見など意見が割れております。また、前回の協議の中で、公明の石川委員より、全議員ではなく、審査の対象となった議員に対し、必要に応じて求めていくことで対応できるのであれば、資産公開は盛り込まないことに賛同できるとの意見が、また、無所属議員として検討会に出席をしていた、さんのへ元区議より、基本的には必要と考えるが、資産に関する議員の問題が生じたときに、資産公開がやはり必要となった場合に改めて協議してもよいのではと、三角寄りの意見となった旨の発言があったため、それぞれ要否の欄を三角からバツ、丸から三角に記載を改めております。

次に、6の問責制度につきましては、犯罪等で逮捕、起訴された議員に説明会を開かせ、釈明の機会を与えるなどのために規定するものでございますが、現在案として

示されている内容を少し改善し、条例に盛り込むべきという意見がある一方、逮捕勾留中の中、議会で主体的に行う必要はなく、実効性もないので不要との意見があり引き続き協議となっております。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長　ただいま事務局から説明がありました資料2について、不明な点がありますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

こちら終了いたします。

それでは、続いて資料3の政治倫理審査会の在り方について、事務局から説明をお願いします。

○事務局次長　それでは、資料3を御覧ください。政治倫理条例における政治倫理審査会について御協議願います。

まず、1の政治倫理審査会の役割ですが、現在、政治倫理審査会につきましては、議員が政治倫理基準違反行為やその他法令等の規定に違反し、政治的・道義的に責任があるかどうかについて審査し、適当な勧告を行う機関として設置することを想定しており、審査会は臨時型か、または常設型か、また、議員や区民、有識者を含めて構成するかなど、協議を進めている段階でございます。

次に、2の地方自治法に基づく附属機関の設置についてですが、執行機関には附属機関を設置できる規定があるものの、議会についてはその規定がなく、法的には議会に附属機関は設置できないと解されております。

次に、3の法令に根拠のない附属機関の設置が違法となった例でございます。これは執行機関側の事例でございますが、法令等に根拠のない附属機関を設置した違法性から、その附属機関の委員に対する報酬や報償金等の支給を違法とする住民訴訟の判例について2例紹介しております。

以上を踏まえまして、次の4の検討事項でございますが、議会に審査、審議、調査を行う機関として政治倫理審査会を置くことは、附属機関を置くということと判断されるため、できないと考えることが地方自治法の一般的な解釈であることから、事務局といたしましては、議員や有権者等で構成した政治倫理審査会を議会に設置するこ

とについては、慎重な判断が必要であると考えております。

なお、今回の政治倫理条例を検討するに当たり、事務局にて条例を先行して制定している他自治体の検討経過を確認する中においても、外部の方を審査会の構成員とすると、当該審査会は附属機関との位置づけとなりますので、議会は附属機関を設置することが認められていないということの理由により、審査会の構成員は議員のみとするということで決定したという自治体が近年多くございます。

本区議会におきましても、こういった点を参考に踏まえながら、引き続き政治倫理審査会の委員体制について御協議いただければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○山本香代子会長　ただいま事務局から説明がありました資料3について、何か不明な点、また、ちょっと御意見があったらお聞かせください。

○石川邦夫議員　ちょっと確認をしたいと思います。審査会においては、ある程度附属機関に関しては設置ができない、こうした状況の中で、議員のみで構成するこうしたものが一応他自治体で見られるということでありますけども、ちらっと聞くと特別委員会の設置などを行って、現実行っている旨が少しあるのかなと思うんですけども、他自治体のこうした議員のみの設置に関しては、こういった形でやっているのかちょっと確認できればと思います。

○事務局次長　23区内でいいますと、令和4年に制定した墨田区、また、令和6年、本年5月に制定した豊島区、こちらにつきましては議員のみの、今、石川議員がおっしゃったとおり特別委員会として設置しているといった形で2区はなっております。やはりそういう中におきましても、外部の人の意見というのはやはり重要だということも踏まえまして、やはり地方自治法で特別委員会を置くわけなんですけれども、そちらについては、同法115条の2の2項に基づいて、参考人の意見を聞くという形の規定もございますので、こういったところを活用しながら、特別委員会で審査をしていくというふうに考えられたものと考えております。以上でございます。

○石川邦夫議員　分かりました。そういった意味では江東区でも他自治体の参考にしながら特別委員会を行い、また、やっぱり専門的な分野からのこうした御意見に関しては、例えば参考人招致的な、こうしたもので行っていくと、現実、江東区もいい形

のでできるかなと思いますので、こうしたほかの自治体を参考に、ぜひこうした審査会の設置に関しては、特別委員会などで行っていく形が一番いいかなと思っています。

○山本香代子会長　ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　それでは、本日のところは以上で本件を終了いたしますが、次回より、各項目について具体的な協議を行ってまいりたいと考えておりますので、各会派におかれましては、いま一度会派内で内容を御確認いただき、次回の会議に臨んでいただきますようお願いいたします。同じ議論にならないようにしっかり前へ進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎協議事項２　議員研修について

○山本香代子会長　次に、協議事項２「議員研修について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長　それでは、資料４、政治倫理に関する議員研修の実施について御説明いたします。江東区議会議員の倫理意識の向上を図るため、資料のとおり、議員研修を実施いたします。日程、実施方法ですが、２に記載のとおり、９月３日火曜日午後２時から２時間程度の研修を予定しており、場所は議長の許可をいただきまして、本会議場にて開催させていただく予定でございます。

３の研修内容ですが、議会議員が守るべき政治倫理・コンプライアンス及びハラスメントといたします。具体的には、①議員と賄賂罪、②あっせん収賄、③政治腐敗の隣接領域、④地位利用の金品受領の禁止といった主に政治腐敗についてと、①パワハラとは、②セクハラ・ソジハラとは、③対処のための取組と多様化するハラスメントといった、主にハラスメントについて御講義をいただく予定でございます。

４の講師は、太田雅幸氏でございます。太田氏は弁護士で、全国で地方議会議員や、議会事務局職員のための研修実績が多数ありまして、中でも議員向けのコンプライアンスについて豊富な知識と経験をお持ちの方とお聞きしております。今後、政治倫理条例について検討を進めていくに当たっての参考となるとともに、議員の倫理意識向上に資する御講義をいただけるものと考えております。

なお、研修開催通知につきましては、開催の2週間前までに全議員に対してお配りしたいと考えております。説明は以上でございます。

○山本香代子会長　ただいまの説明について何かございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまの説明のとおり研修を実施するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　御異議がございませんので、資料のとおり実施することといたします。

なお、研修の開催通知については、事務局より全議員宛て配付をお願いいたします。以上で本件を終了いたします。

◎協議事項3 その他

○山本香代子会長　最後に、協議事項3「その他」を議題といたします。皆様から何かございますでしょうか。

○二瓶文隆議員　資料2の件なのですが、この要否のところ、維新とある項目があるんですが、私たち共生クラブは、維新の会を引き継いでいるわけではありませんので、新たに共生クラブとしての今後意見を述べさせていただき、要否を述べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○まにわ尚之議員　私もこの資料2の要否のところ、無所属のこちらのところを引き継いでいるわけではないですので、立憲市民としての要否を検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山本香代子会長　よろしいですか。そのように新たな会派、また、新たな展開でしつかり次のときまで臨んでいただければと思います。事務局から何かございますでしょうか。

○事務局次長　次回の検討会の日程ですが、今現在、議長と調整をさせていただきますが、ちょっとこの辺り、何か別の委員会の動きとかもありますので、その辺の動き

が固まり次第、検討会の日程について会長と御相談させていただき御案内したいと思
います。日程としては、8月下旬から9月の中旬にかけての3定前に一度開かせてい
ただければと考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長　よろしいですか。

それでは、本日の検討会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時25分　閉会